

【プロフィール】1974年生まれ。東京都出身。司法書士。東海大学(理学部物理学科)卒業。人権保障に関心があり、司法書士として差別問題、貧困問題に取り組み、酒々井町では国際人権法、憲法などの講演会を企画。2019年町議会議員初当選。教育民生常任委員会所属。



Twitter



## 新型コロナウイルス対策に使える生活者向け制度（4/9時点）特集号

4月7日に、新型コロナウイルス感染症に対応するために、緊急事態宣言が出されました。

千葉県の情報によれば、4月9日時点で、酒々井町でも、新型コロナウイルスに感染した患者が3例確認されています。学校が休校し、自粛の要請が行われるなど、日常生活に大きな影響が出ています。

新型コロナウイルスを原因とする困難に対処するための経済的支援は、早期に利用することが必要です。事業者向けの制度については、財務省や経産省が支援制度をまとめたパンフレットがあります。しかし、個人向けの支援はまとまった資料がなく、必要な情報を得ることが難しい状況です。そこで、生活者向けにどのような支援策があるのか、4月9日時点で決まっている支援制度についてまとめてみました。皆様の参考になれば幸いです。

### 早めの相談を！

収入や売上が減少し、様々な方策を尽くして、どうしようもなくなってから相談に行ったのでは遅い場合があります。

早いうちに相談をすることで、適切な対応がとりやすくなります。行政は、市民生活を守るために存在していることを忘れないでください。

### 必要な支援をしると声を上げよう！

緊急事態宣言もなされ、経済活動が止まりました。失業、売上減少、営業自粛などにより、多くの事業者・多くの世帯で収入が減っています。私の知り合いでも、すでにこのままだと廃業やむなしという方もいます。

この危機を乗り越えていくためには、個人の努力だけでは足りません。酒々井町の頑張りでも足りません。やはり、政府による充実した支援が不可欠です。

世界各国では、事業継続のための給付金や、生活保障としての一律の現金給付が、速やかに実行されています。日本でも「自粛と補償はセット」という大きな声が上がりました。出し渋っていた政府も、全世帯の2割程度しか要件を満たさない言われていますが、一世帯に現金30万円給付を決めました。中小企業向けに、持続化給付金（事業者200万、自営業者100万）も打ち出しました。フリーランスにはおそらく初の現金給付です。いずれも、まだ対象や額が足りませんが、大きな声があればこそでした。

今必要なことは、建設的な批判です。様々なチャンネルを使って、要望を伝えていくべきだと思います。

SNSでの発信は大いにやるべきです。また、各政党の支持者は、各政党の地方議員、国会議員などを通じて、それぞれの要望を政府に伝えるように頑張りましょう。声が大きければ大きいほど、また数が多ければ多いほど、政府が、その要求を無視できなくなります。

もっと充実した支援がされるように、声を上げ続けていきましょう。

### 政治と日常生活

政治は日常生活と密接に関わっているのですが、空気のような存在で、普段は意識されません。ところが、今回のような危機的状況に陥ると、政治の大切さが改めて意識されます。いざというときは、個人の貯金よりも、国の制度が大きくものをいうのです。

日本の支援策は、他の先進諸国と比較して、見劣りします。このレポートにまとめてあるように、保険給付以外の支援策は、ほとんどが貸付です。給付はほとんどありません。あっても厳しい要件があります。

福祉は、特定の対象者だけを救うものではありません。義務教育のように、誰もが受けられるものなのです。他国のような手厚い支援が、日本でも実現できるはずですが。

政治は他人事ではありません。私たちの生活に最も影響がある、身近な存在なのです。より良い社会にするために、政治に積極的に関わりませんか。

制度の利用に当たって、お困りのことがありましたらご相談に応じたいと思います。ご連絡下さい。こういう情報も提供してほしいというご提案もお待ちしています。よろしくお願ひします。

新型コロナウイルス対策に使える経済支援その他の生活者向け制度（4/9時点）

	名称	制度概要	問合せ先
色々困つてる (総合的な支援)	生活保護制度 (給付)	生活に困窮しており、厚生労働省が定める基準で決められる「最低生活費（生活するために最低限必要な費用）」より、世帯の収入が低い世帯 ※「最低生活費」より、世帯の収入が低ければ、その差額が生活保護費として支給されます。自宅があっても保護が認められる場合があります。 ※ 失業などによる一時的な困窮の場合は、自動車、自営に必要な店舗、機械器具等の保有要件が緩和されます。詳細はご相談ください。	酒々井町 健康福祉課 043-496-1171(代表)
	母子・父子・寡婦福祉資金 (貸付)	児童を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を応援するための貸付け ①生活資金 [月額103,000円以内] ②住宅資金 ③転宅資金 ④就学支度資金 ⑤修学資金 [高等学校 (月額27,000円以内)、大学 (月額67,500円以内) など] ⑥医療介護資金 [介護 500,000円以内、医療 340,000円以内] ⑦技能習得資金 ⑧修業資金 ⑨就職支度資金 ⑩事業開始資金 ⑪事業継続資金 ⑫結婚資金	酒々井町 健康福祉課 043-496-1171(代表)
	総合支援資金 (貸付)	失業等により日常生活全般に困難を抱えている方を対象として、生活の立て直しや経済的自立を図ることを目的とした制度 ①生活支援費(新型コロナウイルス特例貸付) 新型コロナの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮している世帯・単身世帯 月15万円以内 ・2人以上世帯 月20万円以内 最大3ヶ月貸付 ※ 所得の減少が続き住民税非課税世帯のままの場合、免除されることもある。 ②住宅入居費 ③一時生活再建費	酒々井町 社会福祉協議会 043-496-6635
	福祉資金福祉費 (貸付)	低所得世帯、身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯、要介護の高齢者の属する世帯への貸付。制度資金の用途に応じて上限目安額(50万～580万)がある。 ※ メニューがたくさんあるので、詳細は、問い合わせ窓口へ	酒々井町 社会福祉協議会 043-496-6635
生活費	生活支援臨時給付金(仮称) ※ 時期未定	世帯主の月間収入(本年2月～6月の任意の月)が、 ①新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し住民税非課税水準となる世帯 ②新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少(半減以上)し、かつ住民税非課税水準の2倍以下となる世帯等 に対し、1世帯当たり30万円を給付 ※ 詳細・給付時期未定	生活支援臨時給付金 コールセンター 03-5638-5855
	緊急小口資金 (貸付)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯への貸付 原則として10万円以内の貸し付け(要件を満たせば、20万円以内)。無利子 ※ 所得の減少が続き住民税非課税世帯のままの場合、免除されることもある。	酒々井町 社会福祉協議会 043-496-6635
生活保護制度、母子・父子・寡婦福祉資金、総合支援資金(前掲)もあります			
やむを得ず、 休業した	小学校休業等対応助成金・ 支援金(給付)	① 臨時休業等をした小学校等に通う子どものために仕事を休んだ方 ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子どものために仕事を休んだ方 ※6月30日まで延長予定(現在国会審議中の補正予算による) ・特別の有給休暇を取得させた事業主 支給額 8,330円/日 ※ 保護者は会社などから、休んだ日の分も給与をもらいます。 ・業務委託契約等を受けて個人で仕事をする者 支給額 4,100円/日	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999
	休業手当(給付)	使用者の責に帰すべき事由による休業の場合において、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の60%以上の手当を支払わなければならない。 ※ 緊急事態宣言の場合に、休業補償が出ないという説があります。	東金労働基準監督署 0475-52-4358 勤務先
怪我・病気 で働け ない	労働者災害補償 保険給付(労災)	労災保険加入者が、業務上の災害または通勤上の災害によって負傷、病気、障害、死亡した場合に、労働者またはその遺族の生活を保障する社会保険制度	東金労働基準監督署 0475-52-4358
	傷病手当 (給付)	健康保険等の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため、連続して3日以上仕事を休んでいる方(※ 現在、国民健康保険には制度なし) 欠勤4日目から標準報酬月額3分の2の金額を、最長1年6ヶ月に渡って受給。	加入している健康保険の窓口
失業	雇用保険の基本 手当(いわゆる 失業手当)	雇用保険に加入している下記の方 ①離職の日以前の2年間に、11日以上働いた月が12か月以上あること ②倒産・解雇等によって離職を余儀なくされた場合は、離職の日以前の1年間に11日以上働いた月が6か月以上あること	ハローワーク成田 0476-89-1700
会社倒産 で 給与未払い	未払賃金立替払 制度(給付)	以下の条件を満たす労働者(パート、アルバイト含む) ①会社・事業主が労災保険の適用事業場で1年以上事業活動をしていた ②会社・事業主が法律上又は事実上の倒産した ③倒産手続の申立て等がされた日の6ヶ月前の日から2年の間に退職している ④賃金(退職金)が未払い(総額が2万円未満の場合は対象外) ※ 最大で、未払賃金総額の100分の80の額が立て替え払いされる。	独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 044-431-8663
住宅ローン	公営住宅の家賃 減免、支払猶予	公営住宅等に入居中の方で、失業や病気又は災害等により、予想外の多額の出費を必要とする場合などの理由で、家賃の支払いが困難と認められる方 家賃の減免、支払い猶予	千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部管理課 043-222-9182
	住宅ローンの返済 条件変更など	返済猶予等の条件変更など ※ 延滞する前に相談しましょう!	各取引銀行の窓口

	名称	制度概要	問合せ先
住むところがない	住宅確保給付金	離職・廃業等により経済的に困窮し、住宅を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方。年齢制限なし（4/1より年齢制限が撤廃） 家賃相当額を支給（上限あり、原則3か月間、最長で9か月間） ※ 4月20日より「休業等により収入が減少し、離職と同程度の状況にある方」も対象になります。	さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター 043-308-6332
	賃貸住宅の無償提供（APAMANグループ）	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う倒産又は人員整理によって寮の退去を余儀なくされた、20歳以上の方 約200室のワンルーム賃貸住宅を無償提供	https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000013.000049635.html
	県営住宅の一時提供について	新型コロナウイルス感染症等の影響により、業績不振を理由に解雇等されたため、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方 ※4/7に確認した時点では、千葉県県営住宅は、通常の募集のみとのことでした。他の都道府県では一時提供を行っているところがあります。	千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部募集課 043-222-9200
	生活保護制度、母子・父子・寡婦福祉資金、総合支援資金（前掲）もあります		
学費・奨学金が払えない	給付型奨学金 貸与型奨学金 （緊急採用・応急採用）	①給付型奨学金 国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校に在学しており、急変後の所得の見込みにより所定の要件を満たす方 ②貸与型奨学金（緊急採用・応急採用） 失職、破産、事故、病氣、死亡によりやむを得ず他の学校（※）に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合 ※他の学校：短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・高等専門学校	日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301
	高等学校の授業料・入学金	児童生徒等の学費を負担している者の休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により収入が著しく減少（家計急変）し、授業料等の支弁が困難となった方 授業料・入学金の減免、納付猶予	通学している学校など
	教育支援資金（貸付）	所得の少ない世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした貸付 ※ 対象となる学校 高等学校、専修学校（高等課程）、高等専門学校、短期大学、専修学校（専修課程）、大学	酒々井町 社会福祉協議会 043-496-6635
	就学援助（給付）	町内小中学校に通う、経済的理由により、子どもの就学に困難があると認められる方 学用品費、修学旅行費、学校給食費等、クラブ活動費（中学生）などの支給	酒々井町学校教育課 043-496-1171（代表）
	奨学金の返済猶予など	新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先の業績悪化や出勤停止等に伴う減収、失業、内定取消等が生じ、奨学金の返還が困難となった方 減額返還（毎月の支払額の減額）、返還期限猶予など	日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金制度（前掲）もあります。		
水道光熱費	水道料金	新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難になった方 支払期限の延長、水道の供給の停止に関する柔軟な対応など	酒々井町 上下水道課 043-496-1171（代表）
	電気・ガス料金	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「緊急小口資金」又は「総合支援資金」の貸付を受けた者であって、一時的にガス料金・電気料金の支払いに困難を来している方 支払期限の延長、電気・ガスの供給の停止に関する柔軟な対応など	契約をされている電気・ガスの事業者
携帯電話	携帯料金等の支払い期限の延長	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、携帯電話料金等のお支払いを期限までに行うことが困難となっている方 支払期限の猶予など	各携帯会社
	学生のスマートフォン通信費一部無償化	全国の25歳以下の学生が対象。50ギガバイトを上限に追加料金を無料とする措置。 docomoは5/31まで。KDDI（au）、softbankは4/30まで。 ただし、教育機関の状況に応じて延長する可能性あり	各携帯会社
病院・診療関係	限度額適用認定証	高額な医療費を支払っている方で、一定の基準を満たす方 医療機関等の窓口へ提示すると、支払額が「自己負担限度額」までとなり、高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。	加入している健康保険の窓口
	電話での診療、FAXによる処方箋送付	風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する、継続的な医療・投薬等が必要な方は、電話などでの診療ができます	通院先の医療機関
	無料低額診療	失業中、ホームレス、ネットカフェ難民、低所得、DV被害者、外国人など、経済的な理由で医療機関にかかれない方は、特定の医療機関に限り、医療費の窓口負担金を全額免除、医療費の窓口負担金の一部免除で受診できます ■実施医療機関 千葉県内では、千葉市、船橋市、市川市、鎌ヶ谷市、市原市の特定の医療機関	全日本民医連 03-5842-6451

	名称	制度概要	問合せ先
保険料・税金が払えない	国税の猶予等 (法人税、消費税、所得税など)	①新型コロナウイルス感染症の影響により財産に相当な損失を受けた方 ②新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に著しい損失を受けた方 納税猶予、換価猶予、滞納処分の停止、延滞金の免除または一部免除、差押えの解除	成田税務署 0476-28-5151(代表)
	町税の猶予等 (住民税・固定資産税など)	①新型コロナウイルス感染症の影響により財産に相当な損失を受けた方 ②売上減少、廃業、失業、死亡、障がい、長期入院などにより、前年度に比して、著しく収入が減少した方 納税猶予、換価猶予、滞納処分の停止、延滞金の免除または一部免除、差押えの解除	酒々井町 税務住民課 043-496-1171(代表)
	国民健康保険 介護保険 後期高齢者医療 保険	①新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方 ②売上減少、廃業、失業、死亡、障がい、長期入院などにより、前年度に比して、著しく収入が減少した方 保険料の減免、納付期間の猶予など	酒々井町 健康福祉課 043-496-1171(代表)
手続きの延長	役所・年金に関する 続きの延長	・転入届、転居届、転出届などの14日以内にしなければならない届出を、その期限が過ぎた場合でも受け付ける ・年金に関する、現況届、生計維持確認届、障害状態確認届について、提出がなかった場合でも、当面の間、年金及び年金生活者支援給付金について、支払いを止めない	酒々井町税務住民課 043-496-1171(代表) ねんきんダイヤル 0570-05-1165
	車検証の延長	2月28日～3月31日、4月8日～5月31日までに車検証が無効になるすべての車。 新たな期限は6月1日。 東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県で登録されている車が対象。 自動車損害賠償責任(自賠責)保険の契約も、車検の更新時まで猶予	千葉運輸支局 050-5540-2022
	運転免許証の 延長	①運転免許証の有効期間が3月13日から7月31日まで ②新型コロナウイルスに感染した場合や、感染が疑われる症状がある時、または感染を避けるため更新場所に行けないといった申し出があった場合 ③更新期限の前(失効する前)に、郵送等の方法又は運転免許センターや警察署等に直接「更新手続き開始申請書」を提出すれば、運転免許証の有効期間が3か月延長 ※免許証の更新期限が過ぎてしまった方 運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、学科・技能試験を受けることなく免許の再取得が可能です。	千葉運転免許センター 043-274-2000
各種相談	新型コロナウイルスに関する 相談	・帰国者・接触者相談センター(感染が疑われる方) 043-483-1466 ・千葉県の新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口 0570-200-613 24時間(土日祝を開催) ・厚生労働省コールセンター 0120-565653(フリーダイヤル)9時～21時(土日祝も開催)	
	福祉の総合相談	いんば中核地域生活支援センターすけっと 千葉県が設置する福祉の総合相談・支援機関。 285-0837 佐倉市王子台1丁目14-12スズノキビル1階 043-308-6325(24時間365日対応) 開所時間 8:45～17:45 ※夜間は原則電話対応となります。	
	新型コロナウイルスに関する生活困りごと電話等相談会	経済的な不安や法的問題を抱えている市民の方々から、司法書士が電話相談・WEB面談相談 【電話相談フリーダイヤル】 0120-315199(平日11:00～17:00) 【WEB面談相談】 予約先アドレス:sodan@nisshiren.jp(要メール予約)受付時間:平日14:00～17:00 実施方法:Microsoft Teamsを利用した面談相談とし、1回あたり30分程度を予定	
	労働相談	・千葉労働局総合労働相談コーナー 043-221-2303 ・労働組合 連合 0120-154-052、全労連 0120-378-060、全労協 0120-501-581 ・総合サポートユニオン 03-6804-7650 info@sougou-u.jp	
	DV(配偶者暴力)カウンセリングなど	・女性サポートセンター(女性のみ) 043-206-8002(365日24時間) ・女性のための総合相談(女性のみ) 04-7140-8605(火～日 9時30分～16時) ・男性のための総合相談(男性のみ) 043-308-3421(火・水 16時～20時)	
	総合相談	・よりそいホットライン 0120-279-338(24時間365日) 生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所。外国語での相談もできます。暮らしの悩み、DV、性暴力、LGBT、自殺、被災、女の子相談など	
	子どもがする相談窓口	・チャイルドライン(18さいまでのこどもがかける電話) 0120-99-7777(16時～21時、年中無休) チャットで相談もできます https://childline.or.jp/chat ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310(24時間365日対応)	 ←チャイルドライン QRコード
	子どもに関する相談	・こども急病電話相談 #8000 19時～翌6時(年中無休) ※ダイヤル回線、光電話、IP電話、銚子市からは、043-242-9939 ・児童虐待に関する通告・相談 児童相談所虐待対応ダイヤル 189(24時間365日対応) ・児童に関する相談 児童相談所相談専用ダイヤル 0570-783-189(8時30分～20時) 千葉県子ども・家庭110番 043-252-1152(24時間365日対応) 酒々井町子育てコンシェルジュ 043-290-9790(平日、土曜日 9時～16時)	